

岡崎市介護保険暫定サービス利用料補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、介護保険の被保険者で暫定利用期間内に暫定サービスを利用した者（以下「暫定サービス利用者」という。）が死亡し、要介護認定等を受けられないことで介護保険制度の保険給付が行われない場合において、市が予算の範囲内において保険給付に相当する額の補助金を交付することとし、その交付に関して、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、暫定サービス利用者を生じる負担を軽減し、暫定サービスの円滑な提供及び利用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定利用期間は、認定調査前における次に掲げる期間をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による要介護認定申請をしてから当該申請に係る被保険者が死亡するまでの期間

イ 法第32条第1項の規定による要支援認定申請をしてから当該申請に係る被保険者が死亡するまでの期間

ウ 要介護認定を受けた被保険者が法第28条第2項の規定による要介護更新認定申請中又は法第29条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定申請中に要介護認定の有効期間を超えた場合における当該有効期間の満了日の翌日からこれらの申請に係る被保険者が死亡するまでの期間

エ 要支援認定を受けた被保険者が法第33条第2項の規定による要支援更新認定申請中若しくは法第33条の2第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定申請中又は法第27条第1項の規定による要介護認定申請中に要支援認定の有効期間を超えた場合における当該有効期間の満了日の翌日からこれらの申請に係る被保険者が死亡するまでの期間

オ その他市長が特に必要と認める期間

- (2) 暫定居宅等サービス計画は、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画及び法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第77条第1項の規定による届出に係る指定居宅介護支援事業者及び規則第95条の2第1項の規定による届出に係る指定介護予防支援事業者により作成されたものをいう。
- (3) 暫定サービスは、次に掲げるもののうち、暫定居宅等サービス計画に基づいて、法第43条第2項の規定による居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第2項の規定による介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内で利用されたものをいう。
- ア 法第8条第1項に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与
- イ 法第8条第14項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護）
- ウ 法第8条の2第1項に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防福祉用具貸与
- エ 法第8条の2第12項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- オ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業で、岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条に規定する予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービス
- (4) 暫定特定入所者介護サービス費及び暫定特定入所者介護予防サービス費は、暫定サービス利用者が規則第83条の5及び規則第97条の3に規定する認定の要件に該当する場合において、暫定サービス利用者が受けることができる法51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費に相当する額をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、暫定サービスに係る費用を負担した者が死亡した暫定サービス利用者であればその相続人の代表者、死亡した暫定サービス利用者以外の者であれば当該費用を現に負担した者（以下「相続人等」という。）とする。

(交付の範囲)

第5条 市長は、補助を必要と認める暫定サービス、暫定居宅等サービス計画、暫定特定入所者介護サービス費及び暫定特定入所者介護予防サービス費について、その保険給付分に相当する費用を、暫定サービス利用料補助金として、次に定めるところにより交付する。

- (1) 暫定サービスについては、法第41条第4項、第42条の2第2項、第53条第2項、第54条の2第2項及び第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の九十に相当する額（法第49条の2、第50条、第59条の2、第60条又は第69条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は当該算定額より割引された額で介護サービスを受けた場合にはその割引された額の範囲内で、相続人等が現に負担した額を補助する。
- (2) 暫定居宅等サービス計画については、法第46条第2項及び法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で、相続人等が現に負担した額を補助する。
- (3) 暫定特定入所者介護サービス費及び暫定特定入所者介護予防サービス費については、法51条の3第2項の規定により算定した額及び法第61条の3第2項の規定により算定した額の範囲内で、相続人等が現に負担した額を補助する。

(交付の条件)

第6条 補助を受けようとする対象者は、暫定サービスの利用に当たり次の要件を満たさなければならない。

- (1) 暫定サービスの利用が暫定居宅等サービス計画に基づいたものであること。ただし、居宅療養管理指導については、この限りでない。
- (2) 相続人等は、暫定サービス利用料に係る費用について、全額の支払を済ませ、領収証を受領していること。
- (3) 暫定利用期間中に、市の任意調査又は主治医の意見を市が求めることへの協力を不当に拒むことがないこと。

(交付の手續)

第7条 相続人等は、介護保険暫定サービス利用料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を当該暫定サービス利用者の死亡日から起算して60日以内までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2号の領収証、当該事業所の介護給付費算定に係る体制等がわかる書類、事業者が交付した居宅介護支援提供証明書、事業者が交付したサービス提供証明書、当該申請に係る暫定サービスの暫定居宅等サービス計画の書類の写し及びその他市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、介護保険暫定サービス利用料補助金交付(不交付)決定兼額確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、額の確定を受けた補助対象者から請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、第7条第3項の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金等の交付の決定はなかったものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、暫定サービス利用者(又は同一世帯員等)の所得の修正により、決定した補助金額に変更があった場合又は偽りその他不正の行為によって、補助を受けた者がある場合は、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

(終期)

第12条 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。